

■ 応急災害対策実施要領 改正新旧対照表 (平成 30 年 9 月)

頁	改正後	改正前	理由など
1	第1章 第2節 1 災害等 <u>(4) 台風 (府域に影響を及ぼす恐れのあるもの)</u>	第1章 第2節 1 災害等	・「風水害」の事象から特別な災害として「台風」を取り扱う。
6	第2章 第1節-第1-2 (1) 防災・危機管理指令部の活動 ①活動基準 イ・気象警報 ウ <u>府域に台風が上陸することが予想されるとき (府域への最接近予測時刻の3時間前までに活動開始)</u>	第2章 第1節-第1-2 (1) 防災・危機管理指令部会議の活動 ①活動基準 イ・気象警報、 <b>台風情報 (府域に影響を及ぼすもの)</b>	・「台風」による活動基準を追加。
8	第2章 第1節-第1-2 別表1 防災・危機管理指令部会議の構成 ・表に「 <u>台風</u> 」列の追加	第2章 第1節-第1-2 別表1 防災・危機管理指令部会議の構成	・「台風」による指令部会議の構成欄を追加。
9	第2章 第1節-第1-3 (1) 防災・危機管理警戒本部の活動 ①設置基準 (行削除)	第2章 第1節-第1-3 (1) 防災・危機管理警戒本部の活動 ①設置基準 <b>・台風が府域に上陸し、かつ、被害の発生が予測されるとき</b>	・当該条件による設置基準を前段階の体制(指令部)に前倒し。
12	第2章 第1節-第1-3 別表2 防災・危機管理警戒本部会議の構成 ・表に「 <u>台風</u> 」列の追加	第2章 第1節-第1-3 別表2 防災・危機管理警戒本部会議の構成	・「台風」による警戒本部会議の構成欄を追加。
37	第2章 第1節-第1-7 (3) 応急対策業務の実施期間の設定 以下の0~6フェーズに分ける。 ・表に「 <u>0フェーズ</u> 」を追加	第2章 第1節-第1-7 (3) 応急対策業務の実施期間の設定 以下のとおり6フェーズに分ける。	・台風を対象として、最接近の3時間前までに実施する応急対策活動を追加。
55	第2章 第1節-第2-2 (1) (1) 配備基準 <u>2 府域に台風が上陸することが予想され、防災・危機管理指令部を設置したとき</u>	第2章 第1節-第2-2 (1) 配備基準	・非常1号配備体制に「台風」による配備基準を追加。
58	第2章 第1節-第2-2 (3) 勤務時間外における動員体制等 表1「緊急防災推進員配備員数」 府庁本庁舎(大手前) <u>60名</u> 府民センタービル <u>105名</u> 後方支援活動拠点 <u>50名</u>	第2章 第1節-第2-2 (3) 勤務時間外における動員体制等 表1「緊急防災推進員配備員数」 府庁本庁舎(大手前) <b>35名</b> 府民センタービル <b>70名</b> 後方支援活動拠点 <b>110名</b>	・初動体制の強化のため災害対策本部事務局及び地域連絡部の要員を増強。